

第3回 上下水道事業審議会 議事録

| 第3回 上下水道事業審議会 議事録 | | |
|-------------------|-----|--|
| 日 | 時 | 令和5年12月25日(月) 午後2時から午後3時20分まで |
| 場 | 所 | 福崎町役場 3階第1委員会室 |
| 出席者 | 委員 | 瓦田会長、後藤副会長、前川委員、吉高委員、小林委員、沖田委員、小幡委員、松岡委員、田中委員、後藤委員、勝本委員 近藤委員 |
| | 事務局 | 尾崎町長 福永公営企業管理者、橋本課長、清水課長補佐、植戸主査 |

開会

あいさつ

会長あいさつ

町長あいさつ

報告事項

- 1 前回審議会における質問に対する回答について

協議事項

- 1 答申書案の検討について
- 2 その他

事務局：前回審議会における質問に対する回答について、資料に沿って説明

会長：事務局から前回審議会で質問のあった事項について説明があったが、この説明について意見、質問があればお願いしたい。資料1ページ、総括原価の分解・配分については日本水道協会が示した考え方に基づいての算定方法である。この件について、この報告内容でいいか。

上記質問委員：この内容でいい。

会長：次に、実際改定を行った場合に、どの部分の料金が減少になるのか、どの部分の料金が增加になるのか、また、改定した場合、改定前と同様の水道料金収入が確保できるのか。この点についてはどうか。

委員：料金が下がる方から苦情は出ない。そのため、料金が上がる方に対して説明が必要である。今回一番改定率が高い方について説明を受けたが、水道料金が上がる全員の方が納得できる案であれば問題ない。

会長：今のご指摘は重要である。料金が上がる方について、今後どのように説明していくのか、事務局の意見はどうか。

事務局：広報誌やホームページで住民の皆さんに説明したいと考えているが、改定率が一定以上の方については個別に説明することも想定している。値上がりする一般家庭の方を中心に説明していきたい。

委員：第2回審議会において、どんな人が値上がりするのか明確にした方がいいのではないかと議論があったかと認識している。本日説明がなかったが、改定した場合にどのような人が値上がりするのか具体的に把握しているのか。

事務局：把握している。

委員：値上がりする対象を把握しているのであれば、値上がりする方に応じた、丁寧なきめ細かい説明をした方がいいと考える。

会長：委員からご指摘があったように、値上がりする対象者に応じて、その説明の方法も考えてほしい。ただ、検討案①は25mm以下の家事用の方について与える影響はない。一方検討案③は、25mm以下の家事用の方のうち10件の方に影響を与えるが、10件のうち8件は実態としては一般家庭ではない。残りの2件は漏水等により使用量が増加したもので、通常の使用量では改定による影響を受けない案となっている。

委員：一般家庭の方を対象には説明をされるようだが、料金が上がる営業用の方についても同様に丁寧な説明をしていただきたい。

事務局：委員ご指摘のとおりである。予定しているスケジュールでは、周知期間を半年ほど設ける予定である。その期間において丁寧な説明に努める。

委員：「たくさん水を使う人のために大きい施設が必要になる。そうするとその投資のための利息や減価償却も大きくなる。このような維持費すべてを基本料金に配分すると、基本料金が高くなってしまう。このため固定費を従量料金に大きく配分し、水を多く使う人が、水道料金を多く支払うよう設定している」とこれまで説明を受けていた。この考え方は正しいと考えている。今回の検討で配分方法や考え方に変更があったのか。

事務局：料金を設定した当初から固定費を基本料金と従量料金に配分する際、従量料金に大きく配分している。基本的な考え方は変わっていない。

会長：検討案①、検討案③とも従量料金については累進制をとっている。そのため、水道を多く使用される方は水道料金が高くなるような料金体系となっている。従来と考え方は変わっていないと考える。

総合的にみると、検討案①、検討案③のどちらの案も料金改定における前提条件をクリアしているが、次の3点に注目し分析する。

まず1点目は、検討案①で改定した場合、料金収入が年間20万円増収になるのに対し、検討案③で改定した場合、料金収入が年間70万円の増収になることである。料金改定をした際、改定前と同程度の料金収入を確保するという点では、どちらの案も前提条件をクリア

アしているが、検討案③の方が50万円多く料金収入を得ることができるという点で、若干であるが検討案③の方がより安定した経営ができると言える。

2点目は従量料金についてである。検討案①は2つの従量料金体系を適用し、検討案③は1つの従量料金体系に統合している。基本的にはお水を作る時にかかる経費のうち動力費や薬品費などの変動費の部分を回収するために従量料金を設定している。大口径でも小口径でもお水を作るためのコストのうち変動費の部分は基本的に同じであるため、口径によって従量料金に差異を設けることに少し疑問を感じている。

3点目は、検討案③は従量料金を1つにまとめることによって事務的負担の軽減を図ることができることである。

これらのことを勘案すると、検討案①も検討案③も前提条件をクリアしているが、検討案③の方がよりベターではないかという認識である。

また、審議の過程において、委員のみなさんから口径別に基本料金を設定したほうがいいというご意見をいただいた。その件については私も当然そうだと考えるが、ただ今回の改定は、用途別料金体系から口径別料金体系に変更するというこの点についてのみ諮問をいただいている。一般家庭に極力影響が生じないように料金体系の変更を行うということが前提条件の中で見直した結果、基本料金に差を設けることはできなかったが、このことについては今後の課題として引き継いでいきたいと考えている。

委員：どちらの改定案も一般家庭に大きな影響がない案となっている。両案とも改定内容に大きな差はないが、事務的に簡素化できるという点で、検討案③がいいと考えている。一般家庭の方以外にも、料金が上がる方についてはしっかり説明していただきたいと考える。

委員：料金体系を見直す際に、事務局は、この改定によって収益を減らさないこと、さらに一般家庭の方に影響を与えないこと、この大きな2つの目標を定め、検討を進められている。改定案①はこの前提条件を実現するために、基本料金も従量料金も一般家庭分は全く改定しないという選択をしている。この場合、足りなくなった収益は、一般用で口径30mm以上の方たちから確保している。この30mm以上という数字に意味があり、家事用の99.8%の人たちが口径25mm以下のメーターを使用されているからである。一方、営業用25mm以下の方は水道料金が安くなり、その収益が減った分は、家事用の30mm以上が補っているという明確な構図になっている。これは刺激的である。第2回審議会の資料をお持ちの方は15ページを見ていただきたい。料金が上がるオレンジ色の部分と、料金が下がる緑色の部分が明確に分かれている。この案は、前提条件はクリアしているが、これはやりすぎではないか、説明が難しいのではないかという問題意識を持ち、事務局で考え出されたのが検討案③だと思う。

では、検討案③はどのような内容かみてみると、基本料金は変更せず、従量料金部分を1本に統一している。先程会長からもご説明があったが、従量料金部分に差を設ける合理性があまりないため、従量料金を統一し、シンプルにしているのがこの案の特徴である。もう1点事務局が工夫している点は、改定前では従量料金120^{m³}から420^{m³}までの部分が同じ単価であったことを問題視し、60^{m³}ごとに単価を設定していることである。具体的には、120^{m³}～180^{m³}、180^{m³}～240^{m³}、240^{m³}以上に区分している。ここで出てくる180^{m³}という区分にも合理的な理由があり、一般家庭の最大使用量が180^{m³}だから一つの基準と設定している。きちんと意味のある数字を設定されている。つまり検討案③は検討案①の改善版で、改定案①の弱点を克服するために改定案③が作られたのだと感じる。このように考えると検討案③のほうがいいのは明確である。

会長：委員ご指摘のとおり、検討案①が従来の料金体系を踏襲しているのに対し、検討案③は従量料金について工夫がなされており、従量料金に逓増制を設けるという点においても合理的な案となっている。

委員のみなさんから、検討案③の方がいいのではないかというご意見をいただいた。当審議会の結論として検討案③を選ぶことにしたいと考えるが、どうか。

委員：「異議なし」の声あり

会長：それではこれから答申案を作成するため、審議を進めることにする。

事務局：答申案について朗読

会長：答申書は、この料金体系を見直すこととなった背景、そして我々がこの審議会で検討した議論、さらに複数の委員からご指摘のあった広報のあり方について記載している。さらに、今後水道サービスを維持していくために、経費削減の上、料金水準について定期的に検討していくべきではないかという付帯意見をつけさせていただいた。この答申書案について、ご意見を伺いたい。

委員：付帯意見の中に、水質や災害のことなど安全性について加えたほうが良いと考える。

会長：水質に関しては、各事業体は厚生労働省が定めている水質基準に基づいて基準をクリアしたお水をお届けしている。一方、災害や耐震性等については今後重要な課題になる。しかしこの点については、おそらく水道事業者としてしっかり耐震性等を考えながら更新計画を立てているのではないかと考える。今回の審議会ではそこまで踏み込んで議論することはできなかったが、今後どれだけ耐震性の強化について投資するのか、その投資した費用について料金改定はどうするのかについて、今後の審議会の検討課題として引き継ぎたいと考えている。

委員：私は水道法第1条に注目している。水道法第1条には「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」とある。第1条には、安全・安心・安価の三原則が記載してある。このことはとても重要なことだと認識している。このことについて記載するのはどうか。

会長：水道法に定められていることは、当然水道事業者は準拠しなければいけないことであるのでいうまでもないが、この件について記載する場合、どのように記載すればいいか。

委員：当然のことができていない場合がある。水道法第1条について、私は初めて知った。当然のことでも大切なことは答申書に付帯意見として記載した方がいいのではないか。

委員：今回当審議会に諮問されているのは、料金体系の見直しについてである。そう考えると水道法第1条について記載しなくてもいいのではないかと思うが、安心、安全、安価の三原則は基本的で大切なことなので付帯意見として記載があっても問題ないのではないか。事務局は答申書の付帯意見にすぐ追加記載できるか。

事務局：答申案について文章を変更する場合、少し時間をいただきたい。変更する場合は、委員のみなさんに再度お集まりいただくことになる。

委員：大きな影響を及ぼすことではないので答申案はそのままでいいが、上下水道事業審議会の議事録の中で、いまのような議論があったこと、将来このようなことを話し合わないといけないということを記録として残してほしい。

会長：それでは、審議会の議事録の中にご発言の趣旨を盛り込んでいくということでいいか。

委員：それでいい。

事務局：後ほど委員の皆さんにお伝えする予定にしていたが、会議録について発言があったのでここで説明することにする。今回までご審議いただいた内容については、ホームページで住民の皆さんにお知らせしていく予定である。そこで公開する内容は、委員名簿、会議録や会議資料、諮問書並びに答申書である。会議録中、発言者の名前については伏せて公開する予定である。

会長：答申書案について、他に意見はないか。

委員：「ありません」の声あり

会長：それでは、原案の通り答申書を提出することにする。

ここで答申書の提出方法について皆さんのご意見を伺いたい。提出方法として4つの方法を考えている。1つ目の案は本日の審議会で町長に提出する方法。2つ目の案は、後日、会長と副会長が集まり町長に提出する方法。3つ目の案は第4回審議会を開催し、委員全員にご出席いただき委員全員の前で町長に提出させていただく方法。4つ目の案は、希望者のみ参集し、その場で町長に提出させていただく方法がある。どの方法で提出するのか委員のみなさんのご意見を伺いたい。

委員：他の審議会においてもそうだが、福崎町はその場で町長に答申するのが通例である。

会長：他に委員から意見がないようであれば、本日この場で町長に答申書を提出することにする。

事務局：答申書準備

瓦田会長から尾崎町長へ答申書提出

会長：全体を通してご意見はないか。

委員：「ありません」の声あり

会長：これで予定していた水道事業に対する審議はすべて終了した。議事の進行についてご協力いただいたことに感謝する。

事務局：今後の日程について説明する。今回答申していただいた内容については、3月定

例議会に条例改正の議案を提出する。3月議会で承認が得られれば、令和6年10月から新しい料金体系を適用する予定である。次に令和6年度の審議会では、下水道使用料及び工業用水道料金の適正な水準についてご審議をいただく予定である。詳しい日程については、令和6年度に改めて通知する。本審議会における情報公開のあり方については先ほどご説明させていただいた通りである。

副会長：閉会あいさつ